

『洋式便器へ変更』と『補高便座購入』は介護保険で併用できません。

介護保険住宅改修を利用して『和式便器から洋式便器に取替え』を行った後に、『補高便座』を購入しても、原則福祉用具購入費の支給対象と認められません。

また、和式便器の上において洋式便器に変換する腰掛便座（サニタリエース）を購入し、使用している状態から、洋式便器への取替えも原則認められません。

『洋式便器への取替え』、『補高便座設置』、『和式便器の上において洋式便器に変換する腰掛便座』は、すべて利用者の立ち座りの動作を安全に行うためという共通の目的があるため、それぞれを併用することは想定していません。

現在和式便器を利用している方の住宅改修においては、事前の本人の動作確認時に、本人の身体状況に適した高さの便器を選定してください。

いずれも、本人の身体状態や、住宅の状況(スペースの問題で必要な高さの便器を置けないなど)から、よほどの事情で必要な場合は事前にご相談ください。